社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 2024年度「子ども食堂(地域食堂)」新設応援助成金 ~"想い"をつなげる地域の「居場所」~ 募集要項

助成目的

地域のつながりが希薄になる中、家庭でも学校でもない、第三の居場所として、「子ども食堂 (地域食堂)」を実施する団体が、ここ阪南市でも増えています。そんな中、阪南市社会福祉協 議会(以下、当会)へ、「子どもの健やかな成長を願って」とご寄付をいただきました。

その想いをつなげるべく、「子ども食堂(地域食堂)」の活動に取り組む団体の活動を応援することを目的に実施します。

助成対象団体

ボランティアグループや NPO 法人等で以下の条件をすべて満たし、かつ阪南市において「子ども食堂(地域食堂)」を実施する団体。

- 1.2023 年度(4月~3月)に実施した、もしくは2024年度(4月~3月)に実施する団体
- 2. ボランティアグループや NPO 法人など(法人格の有無は問わない)の住民活動団体
- 3. 阪南市内に拠点を置き、阪南市内において活動している団体
- 4. 団体の規約を有していること
- 5. 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体
- 6. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- 7. 団体としての活動を定期的・継続的に実施していること

助成額

A.月1回以上開催の団体:上限5万円

B.年3回以上開催の団体:上限1万円

※予算に達しましたら、募集を締め切ります。 助成総額41万円。

助成対象経費

助成対象事業を実施するために必要な以下の経費で、他の助成金や利用料等で賄えない経費とします。

- ①食材費(食材、飲料、菓子など)
- ②事務消耗品費(紙・文具、清掃・衛生用品、容器・食器・調理器具、レクリエーション用品など)
- ③器具備品費(冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、トースター、テーブル、椅子など)
- ④その他、賃借料や光熱費、広報費(チラシ、ポスターなど)、保険料(ボランティア保険など)

※但し、以下の費用は助成対象経費としない

- ・団体の運営費(人件費、謝礼金、通信費など)
- ・その他助成事業に直接結びつかない費用

申請期間

2024年10月1日(火)~11月30日(土)

申請方法

2024 年度「子ども食堂(地域食堂)」応援助成金(様式 1)及び会則もしくは活動状況がわかるもの(チラシ・パンフレット等)、振込先口座の写しを提出してください。

申請書及び実施場所が分かる資料を下記までメールまたは、持参してください。 〒599-0201 阪南市尾崎町1丁目18番15号

阪南市社会福祉協議会 地域福祉グループ 担当 熊抱、中口、置田

問い合わせ先 TEL:072-429-9882 メール:c-fukushi@hannanshi-shakyo.jp

助成金の審査及び決定

ボランティアセンター運営委員会内で審査し、助成金交付の決定をします。決定内容は後日、 書面(メール)にて通知します。

活動の報告

助成事業が完了後、1ヶ月以内に2024年度「子ども食堂(地域食堂)」応援助成金活動報告書(様式2)及び領収書の写し、事業実施が確認できる資料(写真、チラシなど)を提出してください。

なお、活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。

報告いただいた内容、写真等は当協議会ホームページ等に掲載させていただく可能性があります。顔写真を含む場合など、一般に開示することを望まない資料を添付する場合は提出の際にその旨をお伝えください。

その他

本助成は、当会への寄付を活用して実施します。寄付者の想いをつなげるため、活動チラシなどへ"社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 2024 年度「子ども食堂(地域食堂)」新設応援助成金」を活用して実施しています"の記載をお願いします。

状況により、予定した事業が実施困難になった場合は、安全第一に考え、実施時期の延期または中止を柔軟に検討してください。活動を中止した場合は、当会にご連絡いただき、助成金の返還をお願いします。

≪ご寄付について≫

当会には様々な個人や団体様よりご寄付をいただいています。いただいた寄付については、寄付者の想いを大切に受け止め、地域へ還元されるよう活用させていただいております。